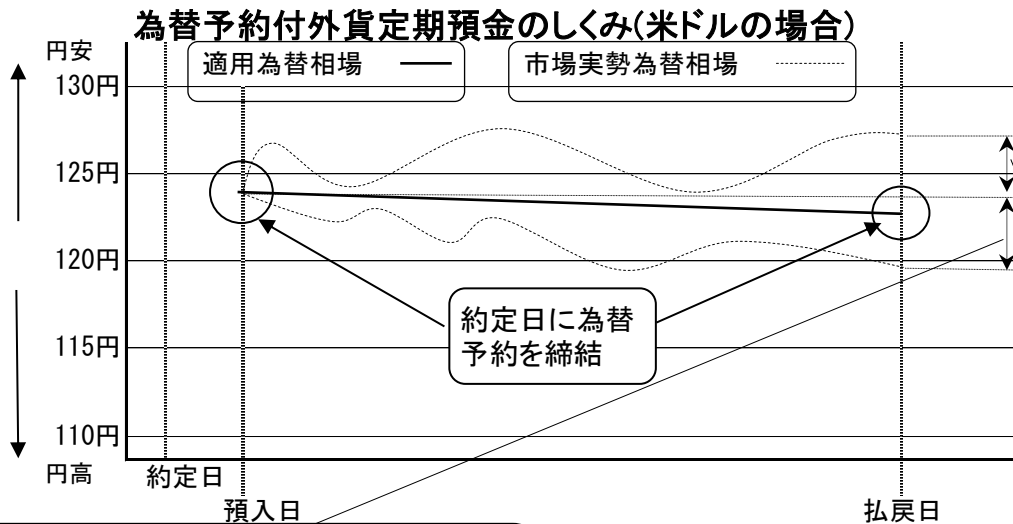


為替予約付外貨定期預金 契約前説明書

(この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面兼外貨預金等書面兼商品概要説明書です。)
この書面を十分にお読みいただき、ご理解いただきましたうえでご契約ください。

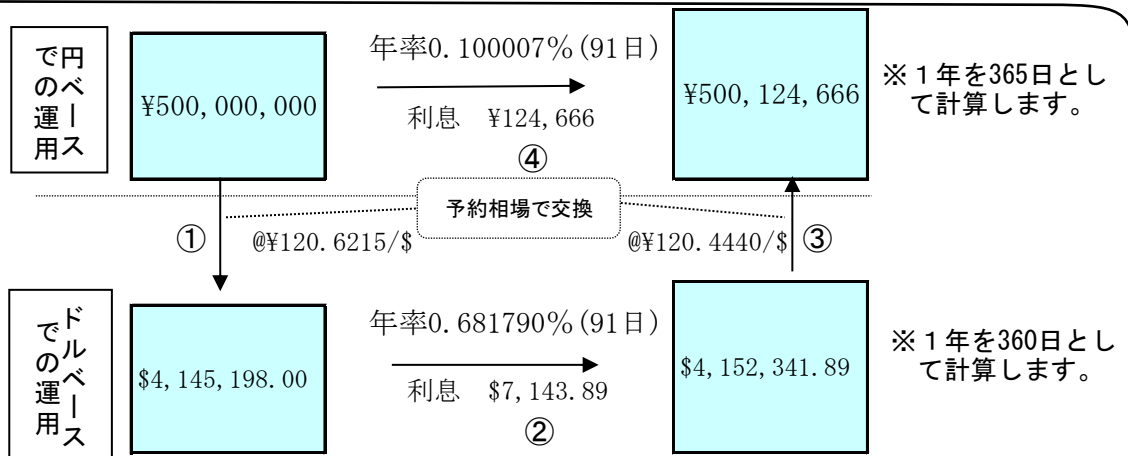
外貨預金の申込みが融資の条件となることはございません。また、外貨預金の申込みをいただかないことで、お客さまの融資について不利益を及ぼすことはございません。

- ・為替予約付外貨定期預金とは、円換算の利回りを確定させるため、通常のオープン外貨定期預金に為替予約を組み合わせたものです。
- ・お預け入れ時、お引き出し時の為替予約を同時に締結するため、為替リスクを回避できる一方、円安時のメリットを得ることはできません。
- ・原則として満期日まではお引き出しいただくことができません。



為替予約を締結することにより利回りが確定します。為替リスクがなく、したがって元本割れの可能性もありません。(満期日前に解約した場合は除きます。)

同じく、預入日の為替相場に比べて満期日の為替相場が円安となった場合にも、為替差益を得ることはできません。



- ① 預入日には約定日に締結した為替予約の予約相場で米ドルに交換いたします。
- ② 米ドル建てで満期日まで運用いたします。このときの金利は米ドルの市場金利をもとに決まります。
- ③ 満期日には約定日に締結した為替予約の予約相場で日本円に交換いたします。
- ④ 結果として円建てで運用した場合の利回りと、①から③による利回りは、ほぼ同一水準となります。

※数値は全て参考値です。また、お客さまが非課税法人の場合で計算しています。

1. 満期日前の解約

本商品は満期日前の解約（中途解約）は原則お取り扱いいたしません。

当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、外貨建ての元金および中途解約利息（預入日から中途解約日の前日までの日数について、中途解約日におけるごうぎん外貨普通預金利率にて計算します。）をお支払いし、中途解約日における当行仲値で円に交換します。その一方、中途解約にあたり、預金に内包されている為替予約を解消するための精算金を次の計算方法により算出し、お受け取りまたはお支払いいただくほか、取消手数料（5,000円）をお支払いいただきます。精算金および取消手数料は、上記の円貨額に合算または差し引きしてお支払いいたします。

$$\text{精算金} = \text{満期日の円建元利合計額} - (\text{満期日の外貨建元利合計額} \times \text{中途解約時に締結する満期日までの先物売予約相場})$$

以上より、お客さまの受取円貨額は次の計算方法により算出いたします。

$$\text{受取円貨額} = \{ (\text{外貨建元金} + \text{中途解約利息}) \times \text{中途解約日の仲値} + \text{精算金} \} (= a) - \text{取消手数料}$$

ただし、aはお預け入れ円貨額（いわゆる元本）を上回らないものとします。

お客さまの受取円貨額は為替相場および金利の影響によって変動いたしますが、中途解約時にはaが最大でもお預け入れ円貨額となるので、少なくとも取消手数料の額は元本割れすることとなります。

お客さまの受取円貨額は主に為替相場等の指標の変動によって決まります。

主な指標との関係は次のとおりです。

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 中途解約時の為替相場 | 為替相場が円高に向かうほど、受取円貨額は大きくなる傾向があります。 |
| 2. 中途解約時の外国通貨と日本円の金利差 | 外国通貨の金利が日本円の金利に比べて高くなるほど、受取円貨額は大きくなる傾向があります。 |

このように、精算金の計算は中途解約時の市場実勢相場に応じますので、あらかじめその額をお示しすることはできません。

2. 預入前の解約

本商品は約定日以降、預入日前の解約は原則お取り扱いいたしません。

当行がやむを得ないものと認めて解約する場合、解約に伴い生じた損害金および取消手数料をご負担いただきます。

$$\text{損害金} = \text{預入日の外貨建元金} \times \text{中途解約時に締結する預入日までの先物買予約相場} - \text{満期日の外貨建元利合計額} \times \text{中途解約時に締結する満期日までの先物売予約相場}$$

（注意）損害金がマイナスの場合は0とします。

損害金の計算は預入前解約時の市場実勢相場に応じますので、あらかじめその額をお示しすることができません。

〔商号・住所〕 株式会社山陰合同銀行 島根県松江市魚町10番地

〔商品の概要〕

| | |
|-----------|--------------|
| 商品名 | 為替予約付外貨定期預金 |
| 預金保険 | 預金保険の対象外です。 |
| お取引いただける方 | 個人および法人のお客さま |

| | | |
|---------|--------|--|
| お預け入れ | 預入期間 | 満期日指定(1日以上1年以内。なお、自動継続の取り扱いはいたしません。)また、預入日および満期日は、日本および海外市場の休業日以外といたします。 |
| | 約定日 | 原則、預入日の2営業日前といたします。 |
| | 最低預入金額 | 100万円相当額以上 |
| | 預入単位 | 1補助通貨単位(米ドルの場合、1セント単位) |
| | 預入通貨 | 米ドル(その他の通貨については窓口にお問い合わせください。) |
| 払い戻し | 払い戻し方法 | 満期日に税引後元利金をご指定の口座へ入金いたします。 |
| | その他 | お預け入れいただいた営業店でのみお取り扱いいたします。 |
| 利息 | 適用利率 | (1) お預け入れいただいた時点の適用利率は満期日まで変わりません。 (2) 適用利率については窓口にお問い合わせください。 |
| | 利払方法 | 満期日に一括してお支払いいたします。 |
| | 計算方法 | 付利単位を1補助通貨単位、1年を360日として日割計算します。 |
| 適用為替相場 | | <p>外貨定期預金約定時に次のとおり為替先物予約を締結することにより、預入相場および解約相場が確定します。このため、円建てのお受取額が確定することから、外貨預金でありながら実質円預金と同様の利回りとなります。</p> <p>(1) 預入日 預入外貨額に対し銀行の売予約(お客様の買予約)を締結</p> <p>(2) 満期日 税引前元利外貨額または税引後元利外貨額に対し銀行の買予約(お客様の売予約)を締結</p> |
| 満期日前の解約 | | <p>(1) 本商品は満期日前の解約(中途解約)は原則お取り扱いいたしません。</p> <p>(2) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、外貨建ての元金および中途解約利息(預入日から中途解約日の前日までの日数について、中途解約日におけるごうぎん外貨普通預金利率にて計算します。)をお支払いし、中途解約日における当行仲値で円に交換します。その一方、中途解約にあたり、預金に内包されている為替予約を解消するための精算金を次の計算方法により算出し、お受け取りまたはお支払いいただくほか、取消手数料(5,000円)をお支払いいただきます。精算金および取消手数料は、上記の円貨額に合算または差し引きしてお支払いいたします。</p> $\text{精算金} = \text{満期日の円建元利合計額} - \text{満期日の外貨建元利合計額} \times \text{中途解約時に締結する満期日までの先物売予約相場}$ <p>以上より、お客さまの受取円貨額は次の計算方法により算出いたします。</p> $\text{受取円貨額} = \{(\text{外貨建元金} + \text{中途解約利息}) \times \text{中途解約日の仲値} + \text{精算金}\} (=a) - \text{取消手数料}$ <p>ただし、aはお預け入れ円貨額(いわゆる元本)を上回らないものとします。お客さまの受取円貨額は為替相場および金利の影響によって変動いたしますが、中途解約時にはaが最大でもお預け入れ円貨額となるので、少なくとも取消手数料の額は元本割れすることとなります。</p> <p>お客さまの受取円貨額は主に為替相場等の指標の変動によって決まります。主な指標との関係は次のとおりです。</p> <p>A. 中途解約時の為替相場 為替相場が円高に向かうほど、受取円貨額は大きくなる傾向があります。</p> <p>B. 中途解約時の外国通貨と日本円の金利差 外国通貨の金利が日本円の金利に比べて高くなるほど、受取円貨額は大きくなる傾向があります。</p> <p>このように、精算金の計算は中途解約時の市場実勢相場に応じますので、あらかじめその額をお示しすることはできません。</p> |

| | | |
|-------------------------|---------|---|
| お預け入れ前の解約 | | <p>(1) 本商品は約定日以降預入前の解約は原則お取り扱いいたしません。</p> <p>(2) 当行がやむを得ないものと認めて解約する場合、解約に伴い生じた損害金および取消手数料をご負担いただきます。</p> <p style="text-align: center;">損害金＝預入日の外貨建元金×中途解約時に締結する預入日までの 先物買予約相場－満期日の外貨建元利合計額 ×中途解約時に締結する満期日までの先物売予約相場</p> <p>(注意) 損害金がマイナスの場合は0とします。</p> <p>(3) 損害金の計算は預入前解約時の市場実勢相場に応じますので、あらかじめその額をお示しすることができません。</p> |
| 税金 | 個人のお客さま | <p>(1) お利息 外貨にて20%※の源泉分離課税となります。 ※2013年1月1日～2037年12月31日までにお受け取りになる利息については復興特別所得税が課され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。 マル優は対象外です。</p> <p>(2) 為替差益等 為替差益は、「雑所得」となり、確定申告による総合課税となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得の方で、為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です。 為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得との損益通算はできません。</p> |
| | 法人のお客さま | 総合課税となります。 |
| | その他 | 詳しくはお客さまご自身で公認会計士または税理士にご確認ください。 |
| 付加できる特約事項 | | ございません。 |
| 当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体 | | ございません。 |
| 当行が契約している指定紛争解決機関 | | 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772 |
| お問い合わせ先 | | 株式会社山陰合同銀行 商品販売管理室 TEL:0120-315176 (月曜日～金曜日(銀行休業日を除きます) 午前9時～午後5時) または、お取引のある本支店、出張所にご連絡ください。 |

2017年1月1日現在